

# 一般社団法人 小山青年会議所 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

### 第1条

本会議所は、一般社団法人小山青年会議所（英文名 Junior Chamber International Oyama Inc.）（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

### 第2条

本会は、主たる事務所を栃木県小山市城東1-6-36小山商工会議所内に置く。

(目 的)

### 第3条

本会は個人の修練、社会への奉仕、世界との友情を信条とし、社会の開発及び世界の繁栄と平和に寄与することを目的とし、本定款第5条に定める事業を実施する。

(運営の原則)

### 第4条

本会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 本会は、特定の政党のために活動してはならない。

(事 業)

### 第5条

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の指導力開発及び相互の親睦に資する事業
- (2) 地域社会の産業・経済・文化及び政治の改善・発展に寄与する事業
- (3) 社会奉仕事業及び青少年の健全な育成に寄与する事業
- (4) 國際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内外の青年会議所並びにその他諸団体との連携事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(会員の種別)

### 第6条

本会の会員は、次の5種とし、正会員、準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

①正会員は、小山市、下野市又は野木町及びその周辺に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格のある青年で、理事会の承認を得て入会した個人をいう。ただし年度中に40歳に達した場合、その年度内は正会員としての資格を有する。

②①の規定にかかわらず理事長が年度中に40歳に達した場合は次年度一年間にかぎり正会員としての資格を有する。

③すでに他の青年会議所の正会員であるものは、本会の正会員となることができない。

(2) 準会員

①準会員は、小山市、下野市又は野木町及びその周辺に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格のある公務員で、理事会の承認を得て入会した個人をいう。ただし年度中に40歳に達した場合、その年度内は準会員としての資格を有する。

②①の規定にかかわらず理事長が年度中に40歳に達した場合は次年度一年間にかぎり正会員としての資格を有する。

③すでに他の青年会議所の正会員であるものは、本会の準会員となることがで

きない。

(3) 特別会員

特別会員は、満40歳に達した年の事業年度末まで本会の正会員、準会員であった者をいう。

(4) 名誉会員

名誉会員は本会に功労のあるもので、理事会で承認された者をいう。

(5) 賛助会員

前各号に該当しない者で、本会の目的に賛同し、その事業に協力し、あるいは本会の発展を賛助しようとする個人又は法人もしくは団体で、理事会で承認された者をいう。

(入会)

第7条

前条各号の会員(特別会員を除く)として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条

正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費(以下「会費等」という。)を納入しなければならない。なお会費等の支払い方法については、総会において別に定める会員資格規則による。

- 2 準会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、準会員になった時及び毎年、総会において別に定める準会員会費を納入しなければならない。なお会費等の支払い方法については、総会において別に定める会員資格規則による。
- 3 特別会員は、総会において別に規則で定める入会金を納入しなければならない。
- 4 賛助会員は、総会において別に規則で定める賛助会費を納入しなければならない。
- 5 その他入会に関する事項は、総会において別に定める会員資格規則による。

(会員の権利及び義務)

第9条

正会員、準会員は、この定款に別に定めるもののほか、本会の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

- 2 正会員、準会員は、この定款その他諸規則を遵守するとともに、本会の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。
- 3 特別会員、賛助会員については総会において別に定める会員資格規則による。

(退会)

第10条

会員は、理事会が別に定める退社届(以下「退会届」という。)を提出することにより、任意にいつでも退社(以下「退会」という。)することができる。

ただし、当該年度の会費を納入しておかなければならぬこととする。

2 退会者があったとき、理事長は理事会に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 法人又は団体が解散したとき
- (5) 総正会員、準会員が同意したとき
- (6) 第8条の会費等又は賛助会費を納入せず、督促後なお6カ月以上納入しなかつたとき

(7) 除名されたとき

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及び他の拠出金品は、これを返還しないこととする。

(除名)

第12条

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員、準会員の半数以上であって、総正会員、準会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。

- (1) この定款又は諸規則に違反したとき

- (2) 本会の名譽を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をし、除名の議決を行なう総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知することとする。

(休会)

第13条

正会員、準会員がやむを得ない事情により長期間各種事業、会議に出席できないときは、理事会が別に定める休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得て、休会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条

会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

### 第3章 役員等

(役員)

第15条

この法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上30名以内

監事 2名以上 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2名以上5名以内を副理事長、1名以上2名以内を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもつて、法上の業務執行理事とする。

(選任等)

第16条

理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他公益社団法人及び公益財團法人に関する法律施行令（以下「認定法施行令」という。）第4条各号に掲げられる特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして認定法施行令第5条各号に掲げられる者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても、同様とする。

5 その他役員の選任に関して必要な事項は役員選任規則において総会で定めることとする。

(理事の職務権限)

第17条

理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事会は、第15条第3項以外の理事の中から法上の業務執行理事を選任することができる。
- 3 理事長並びに副理事長、専務理事及び第2項で選任された業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第18条

監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定められた監査報告書を作成すること。
- (2) いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- (3) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- (5) 理事会上出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならぬい。
- (6) 総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (7) 必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- (8) 前号の規定による請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接に理事会を招集することができる。
- (9) 理事が総会に提出しようとする議案・書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- (10) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(任期)

第19条

理事として選任された者は、補欠又は増員により選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第15条第1項に定める定数に満たなくなったときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事の権利義務を有する。
- 4 監事として選任された者は、補欠として選任された者を除き、選任された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。
- 5 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 6 監事は、第15条第1項に定める定数に満たなくなったときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお監事の権利義務を有する。

(辞任及び解任)

第20条

役員は理事会の承認を得て、辞任することができる。

- 2 役員は、いつでも、総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員、準会員の半数以上であって、かつ、総正会員、準会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第21条

本公司に、任意の機関として、直前理事長1名、若干名の特別理事（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

- 2 直前理事長は、総会において選任する。  
3 特別理事は、総会において選任する。  
4 直前理事長等の任期は第19条第1項の規定を準用する。

(直前理事長等の職務)

第22条

直前理事長等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。  
(2) 特別理事は、本公司の運営に関する事項について、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。  
2 直前理事長等は、理事会に出席し、理事長の求めに応じて参考意見を述べることができる。

(直前理事長等の解任等)

第23条

直前理事長等の解任等については、第20条第1項及び同条第2項前段の規定を準用する。

(報酬等)

第24条

本公司の役員、直前理事長等は無報酬とする。

## 第4章 総 会

(種類)

第25条

本公司の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 毎年1月に開催される定期総会を法上の定期社員総会とする。

(構成)

第26条

総会は、全ての正会員、準会員をもって構成する。

(権限)

第27条

総会は次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更  
(2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更  
(3) 事業報告及び収支決算の承認  
(4) 役員の選任及び解任  
(5) 本会の解散  
(6) 規則の制定並びに変更及び廃止に関する事項  
(7) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第28条

定期総会は、毎年1回1月31日までに開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき  
(2) 議決権の5分の1以上を有する正会員、準会員から、会議の目的である事

項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき  
(招 集)

第29条

総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員、準会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、日時、場所、会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに正会員、準会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員、準会員が議決権行使することができることとするとときは、2週間前までに、通知を発しなければならない。

4 理事長は、あらかじめ正会員、準会員の承諾を得たときは、当該正会員、準会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第30条

総会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第31条

総会は、総正会員、準会員の過半数の出席をもって成立する。

(議 決)

第32条

総会の議事は、法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した総正会員、準会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。この場合において、当初の議決に議長は加わらない。

(書面による議決権の行使等)

第33条

総会に出席しない正会員、準会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権行使し、又は法令の定めるところにより他の正会員、準会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議決権)

第34条

総会における議決権は、正会員、準会員1名につき1個とする。

(議事録)

第35条

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長、理事長及び出席した正会員、準会員のうちから選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

(総会規則)

第36条

総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

## 第5章 理 事 会

(構 成)

第37条

本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第38条

理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

- (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (3) 規程及び細則の制定、並びに変更及び廃止に関する事項（この定款において総会で定めるとしたものを除く）
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 前各号に定めるもののはか本会の業務執行の決定  
(種類及び開催)

### 第39条

理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は毎月1回開催する。
- 3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第18条第1項第7号の規定により、監事から理事会の招集の請求があつたとき、又は同条第1項第8号の規定により、監事が招集したとき。
  - (5) 理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき。

### (招 集)

### 第40条

理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号、第4号後段及び第5号により場合を除く。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があつた日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

### (議 長)

### 第41条

理事会の議長は、理事長又は理事のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

### (定足数)

### 第42条

理事会は、理事の過半数以上の出席をもって成立する。

### (議 決)

### 第43条

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

### 第44条

理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があつたものとみなすこととする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

### (報告の省略)

### 第45条

理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

### (議事録)

### 第46条

理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が

書面をもって作成されているときは、議長、理事長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名及び出席した監事は、これに署名押印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した全ての理事及び監事がこれに署名押印しなければならない。

- 2 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記載された事項については、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律施行規則第90条で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会規則)

第47条

理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める理事会規則による。

## 第6章 例会及び委員会等

(例 会)

第48条

本会は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために例会を開催する。

- 2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会等)

第49条

本会は、その目的達成に必要な事業を調査、研究し、又は実施するために委員会、特別委員会及び会議（以下「委員会等」といいます。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- 3 委員長、副委員長は、正会員、準会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

- 4 正会員、準会員は、役員、直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

- 5 委員会等の設置及び権限等は法第90条第4項第4号の規定により理事会の決議により定める。

- 6 委員会の議事については、議事録を作成し、委員長から選任された議事録署名人1名は、これに署名しなければならない。

## 第7章 基 金

(基金の拠出)

第50条

本会は、会員又は第三者に対し、法第131条に規定する基金の拠出を求めることができることとする。

(基金の募集等)

第51条

基金の募集、割当、払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、別に総会で定める庶務規則によることとする。

(基金拠出者の権利)

第52条

基金は、拠出者との契約で定める日まで返還しないこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず本会は、次条に定める基金の返還手続きにより、基金をその拠出者に返還することとする。

- 3 本会に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入れ及び信託することはできないこととする。

(基金の返還手続き)

第53条

基金の返還は、法第141条に基づき、定時総会の決議をもって行うこととする。

- 2 前条第2項の基金の返還の手続きについては理事会の決議により定めることとする。

(代替基金の積立)

第54条

基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てることとし、その代替基金については取り崩しを行わないこととする。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第55条

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金収入

(3) 会費収入

(4) 寄附金品

(5) 資産から生じる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

(資産の管理)

第56条

本会の資産の管理・運用は、理事長又は理事長が指名した理事が行うものとし、その方法は、別に総会で定める庶務規則によるものとする。

(経費の支弁)

第57条

本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第58条

本会の事業計画、収支予算については理事長が作成し理事会の議決を得なければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第59条

本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すか本会の資産に繰り入れるものとし、剰余金の分配は行わない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第60条

本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員、準会員の議決権の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

(事業年度)

第61条

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第9章 管理

### (事務局)

#### 第62条

本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 重要な使用人（事務局長）は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### (備付け帳簿及び書類)

#### 第63条

定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 2 次の書類を主たる事務所に5年間掲え置き、一般の閲覧に供することとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 损益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 损益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) 監査報告書
- (8) 理事、監事の名簿
- (9) 役員の報酬等に関する規則(この規則の改廃は、総会の決議を経て行う)
- (10) 事業計画書及び収支予算書
- (11) 登記に関する書類
- (12) その他法令で定める帳簿及び書類

## 第10章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報の公開)

#### 第64条

本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

### (個人情報の保護)

#### 第65条

本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

### (公 告)

#### 第66条

本会の公告は、電子公告による。

- 2 やむ得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 定款の変更、合併及び解散

### (定款の変更)

#### 第67条

この定款は、総会において、総正会員、準会員の半数以上であって、総正会員、準会員の議決権の3分の2以上に当たる多数により、変更することができる。

### (合併等)

#### 第68条

本会は、総会において、総正会員、準会員の半数以上であって、総正会員、準会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併をすることができる。

### (解 散)

#### 第69条

本会は法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によ

るほか、総会において、総正会員、準会員の半数以上であって、総正会員、準会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、解散することができる。

(残余財産の処分)

#### 第70条

本会が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会において、総正会員、準会員の半数以上であって、総正会員、準会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

(清算人)

#### 第71条

本会の解散に際しては、解散の日における理事の全員が清算人となり清算事務を処理する。

(解散後の会費の徴収)

#### 第72条

本会は、解散後においても清算完了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第12章 捕 則

(委 任)

#### 第73条

本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

(設立時の社員の氏名または名称及び住所)

#### 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立を行ったときは、第61条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事（理事長）は、次のとおりとする。

理事長 綱本 達也

改定後のこの定款は平成26年11月20日から施行する。

## 会員資格規則

### 第1条（名 称）

一般社団法人小山青年会議所定款に基づき、本会議所の会員資格規則を定める。

### 第2条（入会手続）

入会を希望する者は、入会申込書の提出に際し、次の要件を満たす正会員、準会員2名以上の推薦を受けなければならない。

(1) 入会後2年度を経過している会員

2 推薦となった正会員、準会員は、推薦した入会希望者が正会員、準会員となった場合に例会、委員会等の出席義務の不履行があったときは、2年間連帯責任を持たなければならない。

3 入会希望者は1回以上例会又は、理事会が認めた委員会事業に出席し、正式入会を希望した場合は、会員拡大を担当する委員会メンバーと共に理事長面接し、入会申込書及び責任義務履行についての誓約書を提出する。

- 4 理事長面接に於いて会員として適正と認められた者は、理事会決議に於いて正式入会を確定する。
- 5 新会員の会費納入については、入会年度の理事会が2年間連帯責任を負う。

#### 第3条（会員の権利）

会員は当会の定款、諸規則に定められた、すべての権利を有する。

#### 第4条（会 費）

入会金・会費及び納入の期日は次のとおりとする。

- (1) 入会金  
20,000円とし、入会を承認された月の末日までに納入するものとする。
  - (2) 普通会費  
100,000円とし、会費は原則として、1月末までに納入しなければならない。但し、年2回、1月・7月の分納を認めるものとする。ただし、年度内入会正会員会費については、  
1月から3月入会者100,000円、4月入会者90,000円、  
5月入会者80,000円、6月入会者70,000円、7月入会者60,000円、  
8月入会者50,000円、9月入会者40,000円、10月入会者30,000円、  
11月入会者20,000円、12月入会者10,000円とする。
  - (3) 準会員会費  
50,000円とし、会費は原則として、1月末までに納入しなければならない。
  - (4) 特別会員会費（終身会費）  
30,000円とし、特別会員となる前の事業年度の末日までに納入するものとする。
  - (5) 納入方法  
会費の納入は、指定口座への振り込み若しくは事務局へ現金を持参するものとする。
- 2 本会議所を一度退会した者が再度入会した場合は、入会金を免除する。  
3 準会員、特別会員、名譽会員及び賛助会員になる場合は、入会金を必要としない。

#### 第5条（特別会員に関する事項）

正会員、準会員の内、制限年令に達した会員は、その年度末において自動的に本会議所を退会するものとする。但し、この場合にはその会員は特別会員になる資格をもつ。

- 2 特別会員は、終身会員費30,000円を納入し、理事会以外の事業等に出席することができる。出席する場合は、その実費を納入するものとする。特別会員は、役員の選挙権、被選挙権は有しない。ただし、監事として専任された時は定款第18条の職務を遂行しなければならない。

#### 第6条（名譽会員に関する事項）

本会議所に功労ある者は、理事会の決定により、名譽会員に推薦することが出来る。但し、会費の納入義務は負わないものとする。

#### 第7条（賛助会員に関する事項）

本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人及び法人又は団体は、理事会の決定により賛助会員として入会することが出来る。

- 2 賛助会員を希望するものは、賛助会員入会申込書を理事会に提出する。
- 3 賛助会員は、会費、年額20,000円を納入する。
- 4 賛助会員は、役員の選挙権及び被選挙権は有しない。

#### 第8条（会費滞納による会員資格の喪失）

会員資格の喪失の手続きは次のとおりとする。

- (1) 担当理事は、納入期限を経過してなお会費を納入しない会員に対して、書面をもって2週間の期限を定めて勧告しなければならない。
- (2) 前号の勧告にもかかわらず、未納の場合は、理事長は1ヶ月の期限を定めて、配達証明付内容証明郵便をもって勧告しなければならない。
- (3) 前号の勧告後なお、当該事業年度の11月30日迄に、会費を納入しない会

員は、会員資格を喪失する。

- (4) 前3号の規定にかかわらず、正当な理由がある場合は、理事会の承認をもって、これを適用しない。

#### 第9条（退会勧告等）

理事長は、正当な事由なく例会への出席を怠った正会員、準会員に対し、理事会の承認を経て次の措置を取ることができる。

- (1) 例会を連続して3回欠席した正会員、準会員に対しては、警告書を送付する。
- (2) 例会を連続して5回欠席した正会員、準会員に対しては、退会勧告書を送付する。
- 2 本公司の事業活動、公益社団法人日本青年会議所、同関東地区協議会、同栃木ブロック協議会及び他の青年会議所が開催する事業への参加により例会を欠席した場合は、これを出席したものとみなす。
- 3 やむを得ない理由により例会に出席できなかつたものとして理事会が承認したときは、第1項の規定は適用しない。

#### 第10条（アンダンスに関する事項）

正会員、準会員は、特別の理由により例会等に出席できない場合、その例会日等の前後2週間以内に、公益社団法人日本青年会議所、同関東地区協議会、同栃木ブロック協議会及び他の青年会議所が開催する下記第2項に該当する会議等に出席し、アテンダנסカードを交付され事務局に提出した場合には、アテンダанс制度によりその例会に出席したものと認める。

- 2 アテンダанс制度により、出席扱いの対象となる会議等は次の通りとする。全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック会員大会、日本JC会議、委員会、関東地区協議会、委員会、栃木ブロック協議会、委員会、各地区会議所例会。
- 3 他の青年会議所の会員が、ビジターとして例会に出席した場合は、その例会等の終了後アテンダансカードに訪問者の署名を得て、理事長等が署名捺印の上、交付又は、訪問者の所属青年会議所に送付することとする。

#### 第11条（休会に関する事項）

会員は、下記に該当する場合は、休会を申し出ることが出来る。

- (1) 会員の業務の都合等により長期にわたり当地を離れ、その間会員として活動できないと思われる場合。
- (2) 傷病等の療養のため、長期にわたり会員として活動できないと思われる時。
- (3) その他理事会に於いて、正当な理由があると思われる時。
- 2 休会を申し出ようとする者は、所定の休会願いに定めたる事項を記入して、理事長に提出しなければならない。休会の申し出は、委任状により、代理人によってもこれをなし得る。但し代理人は正会員、準会員でなければならない。
- 3 休会願いは、理事会に於いて承認されることを要する。申し出人は理事会で承認された翌日よりその期間中休会とみなされる。休会が許された委員は、その期間出席義務を免除する。但し、会費の納入は行わねばならない。
- 4 休会願いによる休会期間は1年を限度とし、期間の延長を希望する場合は本人又は、本規則第10条第2項による代理人が、その理由を記載した文書を事務局に提出し、総務委員会を経由し理事会の承認を得なければならない。
- 5 休会中の会員が、前項の手続きをしないで休会期間を越えた時は、除名処分とする。
- 6 休会中の会員が、休会期限到来により、もしくは到来前に復帰しようとする時は、事務局に届けなければならない。

#### 第12条（退会に関する事項）

本公司を退会しようとする会員は、その年度の会費を全額納入して退会届けを提出しなければならない。

2 退会は、退会届けが理事会に於いて報告された日をもって確定する。

#### 附則

本規則は、一般社団法人小山青年会議所の設立の登記の日より施行する。

改定後のこの規則は平成26年11月20日から施行する。

## 役員選任規則

### 第1章 総 則

#### 第1条

一般社団法人小山青年会議所定款に基づき、本会議所の役員選任規則を定める。

### 第2章 役員選任管理（管理委員会）

#### 第2条

役員選任に関する事務を管理する為、役員選任管理委員会（以下管理委員会と略称する）を置く。

#### 第3条

管理委員会の定員は10名以内とし、毎年3月度の理事会までに承認を得て理事長が、正会員、準会員より指名する。管理委員に欠員が生じた場合には、直ちに理事会の承認を得て、理事長が正会員、準会員の中から補充する。

#### 第4条

管理委員会は、互選により1名の委員長を定める。委員長は委員の会務を総理し委員会を代表して、理事会に出席し選舉に関する事務に関して、意見を述べることが出来る。管理委員会は、あらかじめ委員の中から委員長事故ある場合に、委員長を代理するものを定めておかなければならぬ。

#### 第5条

管理委員会の任期は、その年度末までとし、任期終了までに、選挙事務処理が終わらない場合には、事務処理完了期まで任期を延長することが出来る。但し、この場合理事会の承認を必要とする。

### 第3章 通 知

#### 第6条

役員の選任に関する通知は、すべて、管理委員会の名をもって文書により通知する。

### 第4章 選挙権及び被選挙権

#### 第7条

正会員、準会員は、選挙権及び被選挙権を有する。但し、下記の第1項、第2項の条項に該当する者は、選挙権及び被選挙権を有せず、第3項の条項に該当する者は理事の被選挙権を有せず、第4項に該当する者は、理事長の被選挙権を有しない。

- 1 6月以降に入会を許可された者
- 2 会費を滞納している者
- 3
  - (1) 当年中すでに、満40歳に達した者及び達する予定の者
  - (2) 3年連続理事経験者
  - (3) 現理事で、6月末までの理事会出席率が60%以下の者
- 4
  - (1) 理事長及び、管理委員会に所属する者
  - (2) 副理事長及び専務理事の経験なき者、又は、理事経験通算3年以下の者

### 第5章 理事長候補者

#### 第8条

被選挙権有する会員にして、立候補を希望する者は、5月6日から5月10日ま

での間に次の書類を、管理委員会に提出しなければならない。

(1) 候補者の氏名、経歴書及び青年会議所における履歴書

(2) 候補者の青年会議所に対する意見書

#### 第9条

管理委員会が候補者の資格を審査の結果、資格が正しければ、直ちに前条第1項、第2項の書類を添えて理事長に報告し、6月25日迄に会員に通知しなければならない。

#### 第10条

第8条に規程された5月10日迄に、候補者の届出がない時は理事会が第6章に規程された推薦委員会を設置し、推薦委員会より推薦された1名の理事長候補者をを6月20日迄に推薦する。理事会の推薦を得た候補者は、6月25日迄に第8条に定めた書類を添えて管理委員会に届け出なければならない。この場合管理委員会は、7月5日迄に会員に通知しなければならない。

### 第6章 理事長候補者推薦委員会

#### 第11条

理事長候補者を推薦する為、理事長候補者推薦委員会（以下推薦委員会と略称する）を置く。

#### 第12条

推薦委員会の委員は、理事長、直前理事長、監事、各委員会からの1名で構成し、理事会で承認する。委員長は互選で決定する。

#### 第13条

各委員会からの1名は、各委員会が検討のうえ最適任者を決定する。

#### 第14条

推薦委員会は、検討のうえ複数の理事長候補予定者を選定し、各予定者に報告する。

#### 第15条

各予定者は協議のうえ1名の理事長候補者を決定し、推薦委員会に報告する。

#### 第16条

理事長立候補者が総会において不信任となった場合においても、この推薦委員会を設置することができる。

### 第7章 理事長選挙

#### 第17条

理事長選挙の投票は、総会において、管理委員会の所定の用紙を用いて行う。

#### 第18条

最高得票者が、有効投票の過半数を得ない場合には、次点者と決選投票を行う

#### 第19条

理事長の立候補者が、1名の場合は、信任投票を行わなければならない。信任投票を行う前に候補者は、LOMに対する意見を発表することができる。信任投票は、有効投票の過半数をもって、確定する。

2 第15条に基づき理事長推薦委員会より推薦された理事長候補者は、理事会において承認されたのち総会において確定する。

### 第8章 監事・理事の選任

#### 第20条

監事は、理事長当選者の推薦により、正会員、準会員、特別会員の中から総会の承認を得て選任する。

#### 第21条

理事選挙の投票は、管理委員会所定の用紙を用い、7名連記にて7名を選出する。

#### 第22条

投票は、7名以内は有効とし、8名以上はすべて無効票とする。

### 第23条

同点当選者のある場合は、生年月日の早い者より当選とし、決選投票をおこなわない。

### 第24条

理事長当選者は、投票により選出された理事以外に9名以内の理事を推薦することが出来る。

### 第25条

理事長当選者は、理事の内より副理事長、専務理事を指名し総会の承認を得て任命する。

### 第26条

理事長当選者は、運営上必要と認めた時は正会員、準会員の中より特別理事を指名することが出来る。

## 第9章 立会人

### 第27条

投票及び開票に際しては、2名以上の立会人を置く。立会人は管理委員会に於いて正会員、準会員より指名する。

## 第10章 有権会員名簿

### 第28条

管理委員会は、5月末に於いて、当該年度の有権会員名簿を6月20日迄に作成し、理事会に於いて承認を得、会員の閲覧に供するものとする。

### 第29条

役員当選者が確定した時は、管理委員長は、直ちにその旨並びに当選人氏名を総会に報告しなければならない。

### 附則

本規則は、一般社団法人小山青年会議所の設立の登記の日より施行する。

改定後のこの規則は平成26年11月20日から施行する。

## 理 事 会 規 则

### 第1章 総 則

#### 第1条

一般社団法人小山青年会議所定款に基づき、本会議所の理事会規則を定める。

2 本規則は、理事会における会議の運営に関し、円滑に議事を進行させることが目的とする。

#### 第2条

本規則は、国際青年会議所が採用するロバート議事法に原則として基づく。

### 第2章 招 集

#### 第3条

理事会の招集は、定款第40条の規定どおりとする。

#### 第4条

理事会において、招集を受けた者は、当日の理事会開催3時間前までに出席、欠席、遅刻報告を専務理事にしなければならない。

### 第3章 会 議

#### 第5条

理事会の議長は、定款第41条のとおりにする。

#### 第6条

理事会の定足数は、定款第42条に基づく。

#### 第7条

会議の開会時刻より、相当の時間を経てもなお定足数に達しない場合は、議長が、開始時間の遅延または流会を宣言することができる。

2 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあるときは、議長は休憩又は流会を宣告することができる。

#### 第8条

議長は、会議の秩序を維持し、本規則に定めるほか次のことを行う。

- (1) 開会の宣言
- (2) 会議の成立の宣言
- (3) 議事日程の宣言
- (4) 議事録作成人の指名
- (5) 議事録署名人の指名
- (6) 前回理事会議事録の承認
- (7) 閉会の宣言

### 第4章 議事日程

#### 第9条

議長は、会議時に議事日程および会議に関する資料を出席者に配布または呈示しなければならない。

#### 第10条

議長が必要あると認めるとき、または、その会議に議案を提出する権利を有する構成者から動議が提出されたときは、会議の議を経て、議事日程の順序を変更したり、他の議題を追加することができる。

#### 第11条

議長は、予定時間内に議事日程に記載した議題の順序が未了の場合は、会議出席者の議を経て会議時間の延長をすることができる。なお、審議に至らなかつた議題については、あらためて議事日程を定めたときは、その議題を最優先しなければならない。

### 第5章 議題および動議

#### 第12条

会議の議案提出権者は、その会議において議題を提出する権利を有すると同時に議決権を有するその会議の構成者でなければならぬ。

#### 第13条

理事会の議案提出権者は議案を提出するとき開催予定日の3日前までに理事長に文書をもって提出しなければならない。ただし緊急とみなされた場合はこの限りではない。

2 議案は以下の回数を基本として会議を行う。ただし、やむを得ず持ち越しの場合は回数を超えて会議を行う。

- (1) 各方針案、例会及び事業案、総会決議案は協議2回、審議1回とする。
- (2) やむを得ず急を要する議案は審議1回とする。その判断は理事長が行う。

#### 第14条

動議は、会議において、他に1人以上のその会議の議決権を有する出席構成者の賛成がなければならない。

#### 第15条

動議は、会議において、賛成支持されない前は取り下げることができる。

### 第6章 議事

#### 第16条

議案を会議に付するときは、議長にその旨宣告する。

#### 第17条

議案提出者は、提案主旨を記載した文書を資料として配布し、説明しなければならない。

## 第7章 発 言

### 第18条

発言はすべて議長の許可を得なければならない。議長の許可のない発言は討議の対象にならない。

### 第19条

発言しようとする者は挙手をして、議長の許可を得て発言しなければならない。

### 第20条

2人以上挙手をして、発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認めた者を指名する。

### 第21条

発言はすべて、簡明を旨とし、議案の範囲を越えてはならない。

### 第22条

議案提出者は、会議において議案の詳細な説明をあらかじめ自分以外の者にさせようとする場合には、議長の許可を得、その旨をその議案の審議に入ったら直ちに申し述べ、その者を紹介し発言させるものとする。また、この者を指名して質問のあった場合は、議長は速やかにこの者に答弁させなければならない。

### 第23条

議長は、発言がその品位を傷つけ又は、議事妨害であると認めるときは注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止することができる。

## 第8章 議 決

### 第24条

議長は、議決をするときはその旨を告げる。

### 第25条

議決は次の方法により、もっとも相応しい方法を、会議構成者の多数で決する。

(1) 口頭

(2) 拍手

(3) 挙手

(4) 起立

(5) 記名投票

(6) 無記名投票

### 第26条

議決は否決案について行い、次に修正案、原案を後にする。修正案が多い場合は、原案に最も遙いものより議決する。

### 第27条

議決は、賛成をとり、次に反対をとる。棄権はこれを認めない。

※棄権により理事定足数が満たない場合があるため。

## 第9章 議 事 錄

### 第28条

議事録は議長から指名された会員により、議事に関し、正確に記載されなければならない。また事務局は、作成した議事録を議長および議事録署名人に呈示、確認のうえ署名捺印を得なければならない。

### 第29条

議事録は、いかなる理由があろうとも、理事会の承認なくして内容を変えることはできず、あくまでも事実の内容に反する誤文、誤字の訂正にとどめなければならない。

### 第30条

議事録は、会議開催後、次回理事会の3日前迄に作成し、議長および議事録署名人に署名、捺印を受けなければならない。ただし、最終理事会、臨時理事会の議事録は、会議から10日以内に作製し、議長および議事録署名人に署名、捺印を受けなければならない。

### 第31条

前条にて作成された議事録は、会議構成者に次回理事会の3日前迄に閲覧できる

状態にしなければならない。ただし、最終理事会及び臨時理事会は、会議から10日以内とする。

## 第10章 傍 聴

### 第32条

会議を傍聴しようとするものは、会員にして、議長の許可を得なければならぬ。会員とは正会員、準会員を指す。

### 第33条

傍聴者は、会議の開会中は会議における討論に対し、賛否を表明したり発言したりして議事を妨害するような言動をしてはならない。なお、傍聴者が議事の進行を妨害した場合は、議長は、その者を退場させることができる。

### 附則

本規則は、一般社団法人小山青年会議所の設立の登記の日より施行する。

改定後のこの規則は、平成26年11月20日から施行する。